

福島市手話言語条例 が制定されました！



平成31年4月1日施行だよ。

本条例は、「手話は言語」であるという認識に基づき、ろう者*及び手話への理解を深め、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、制定されました。

※ろう者とは … 聴覚障がい者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

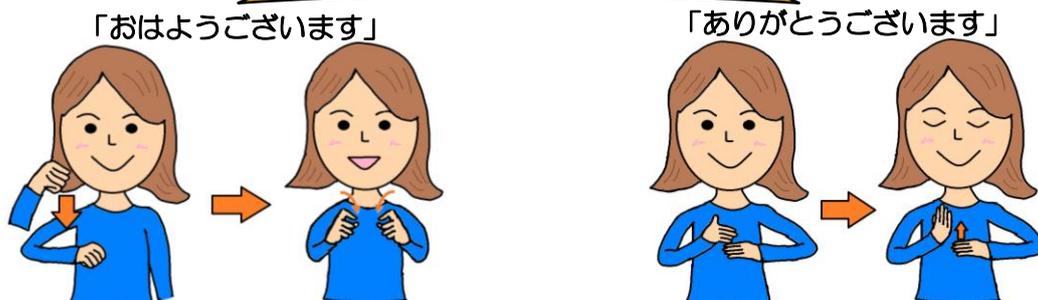
●手話とは？

手話は、手指や体の動き、表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。

●手話を広めるのはどうして？

市では、ろう者とろう者以外の人共生することのできる地域社会の実現を目指すため、意思疎通を行う言語としての手話の普及を図るものです。

手話のあいさつ



お問い合わせ 福島市 健康福祉部 障がい福祉課
TEL : 024-525-3748 FAX : 024-533-5263
E-mail : syougai@mail.city.fukushima.fukushima.jp

条例の概要

この条例では、手話が言語であるとの認識に基づき、基本理念や市の責務、市民の役割、事業者の役割などを定めています。

「福島市手話言語条例」前文あらまし

手話は、手指や体の動き、表情などを使って、概念や意思を視覚的に表現する言語です。

ろう者は、物事を考え、お互いの気持ちを理解し合うため、また、知識を蓄え文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に守り受け継いできました。しかし、長い間、手話に対する理解が得られず、ろう者に対する差別や偏見から、手話を自由に使えないなど、ろう者は不便や不安に耐えながら暮らしてきました。

このような中、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」において、手話は音声言語と同様に「言語」であることが明記されました。

福島市は、昭和43年に第1回全国手話通訳者会議が開催され、昭和46年には福島県内初の手話サークルが誕生するなど、手話に関わる先駆けの地でもあります。

「手話は言語」であり、ろう者にとって「手話は命」です。いつでもどこでも、安心して手話を使いやすい環境を整えるとともに、全ての人が、ろう者及び手話への理解を深め、お互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するため、この条例を制定します。

基本理念

ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の手話による意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ります。

市の責務

手話に対する市民の理解を促進し、手話の普及及び手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進します。

市民の役割

基本理念及び手話に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めます。

事業者の役割

基本理念及び手話に対する理解を深め、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

●条文の全文は、福島市のホームページに掲載しています。

福島市手話言語条例 検索

